

## 第3節 中期防衛力整備計画

国の防衛は国家存立の基盤である。そのための防衛力整備は、最終的には各年度の予算に従い行われるが、装備品の研究開発や導入、施設整備、隊員の教育、部隊の練成などは短期間になしえないことなどを考えれば、わが国を取り巻く安全保障環境や防衛力の役割なども踏まえ、具体的な中期的見通しに立って、継続的、計画的かつ着実に行うことが必要である。

このため、政府としては、昭和61年度以降、5年間を対象期間とする中期的な防衛力整備計画を策定し、これに基づき、各年度の防衛力整備を行っている。

### 1 計画の方針

中期防では、防衛大綱に従い、「存在による抑止」から「実効的な対応」に重点をシフトさせ、即応性・機動性の向上、統合運用による陸・海・空自衛隊の一体的な運用、科学技術の発展に対応した新たな能力の獲得などを重視し、次の6点を計画の基本として適切な防衛力の整備に努めることとしている。

① 多機能で弾力的な実効性のある防衛力の整備

「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」（中期防）は、防衛大綱に定める新たな防衛力を実現するため、5年間の防衛力整備の方針や主要な事業などを定めた計画として、04（平成16）年12月に安全保障会議と閣議で決定された。

[参照 > 資料12 \(P384\)](#)

本節では、中期防の計画の方針、防衛省・自衛隊の組織の見直し、自衛隊の能力などに関する主要事業、日米安保体制強化のための施策などについて説明する。

- ② 防衛省・自衛隊の組織の見直し
- ③ 統合運用、情報機能の強化などによる防衛力の基本の充実
- ④ 装備品などの取得の合理化・効率化など、防衛力を支える各種施策の推進
- ⑤ 日米安保体制の一層の強化
- ⑥ 防衛力の効率化、合理化の努力

### 2 防衛省・自衛隊の組織の見直し

中期防では次のとおり組織の見直しを行い、防衛大綱に定める新たな防衛力の体制へ早期かつ効率的に移行することとしている。

- ① 防衛行政を担う組織の充実・強化を図るため、内部部局などのあり方などについて検討の上、所要の措置を講ずる。
- ② 統合運用体制を強化するため、統合幕僚監部の新設と各幕僚監部の改編を行う。また、統合運用の成果を

踏まえて、統合運用を実効的に行い得る組織などのあり方について検討の上、必要な措置を講ずる。

また、情報本部については、防衛庁長官（当時）直轄の組織とする。

[参照 > 3章3節 \(P160\)](#)

- ③ 陸・海・空自衛隊については、中期防完成時に前節の図表II-2-2-5 (P110) に示す体制へ移行する。

### 3 自衛隊の能力などに関する主要事業

中期防では、自衛隊の能力などに関し、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、本格的な侵略事態への備え、国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組、防衛力の基本的な事項および防衛力を支える各種施策の推進について、図表Ⅱ-2-3-1に示す事業を実施する。



機動戦闘車（イメージ図）

### 4 日米安全保障体制の強化のための施策

新たな安全保障環境の下、日米安保体制とそれを基調とする米国との緊密な関係を一層強化するため、次とおり各種施策を推進する。

- ① 国際情勢についての情報と意見の交換を強化するとともに、安全保障全般に関する戦略的な対話などを継続して行う。
- ② 運用面における効果的な協力態勢の構築に努める。また、共同演習・訓練を充実する。

- ③ BMDにおける協力を一層推進する。
- ④ 装備・技術面での幅広い相互交流の充実に努める。
- ⑤ 在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。
- ⑥ 安全保障面での国際的取組に関して、わが国として主体的に取り組むとともに、日米が密接に連携するための施策を推進する。

### 5 整備規模および所要経費

#### 1 整備規模

上述した自衛隊の能力などに関する主要事業に必要な装備品のうち、主要なもの的具体的整備規模などは、図表Ⅱ-2-3-2のとおりである。

#### 2 所要経費

中期防の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、平成16年度価格でおおむね24兆2,400億円程度をめどとしており、各年度の予算については、国のはかの諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化に努め、この所

要経費の枠内で決定することとしている。

なお、将来における予見し難い事象への対応など特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て、さらに、1,000億円を限度として、これら事業の実施について措置することができるとしている。

この計画については、3年後には、国際情勢、技術的水準の動向、財政事情など内外諸情勢を勘案し、この計画に定める所要経費の総額の範囲内において、必要に応じ見直しを行うものとしている。

(図表Ⅱ-2-3-3・4 参照)

図表Ⅱ-2-3-1 中期防における自衛隊の能力などに関する主要事業

区分	主要事業
新たな脅威や多様な事態への実効的な対応	○イージス・システム搭載護衛艦（イージス艦）の能力向上 ○地対空誘導弾（ペトリオット）の能力向上 ○警戒管制レーダーの整備 ○自動警戒管制システムに弾道ミサイル対処能力を付加するための改修など
	○人的戦闘力の中核となる普通科部隊の強化策として、小銃小隊の1個分隊あたりの定数増や、各普通科中隊への狙撃班の新編 ○軽装甲機動車、多用途ヘリコプター（UH-60JA、UH-1J）、戦闘ヘリコプター（AH-64D）などの整備による即応性・機動性の向上 ○核・生物・化学（NBC）兵器による攻撃への対処能力の向上
	○輸送機（C-1）後継機、輸送ヘリコプター（CH-47JA/J）などの整備による輸送・展開能力などの向上 ○空中給油・輸送機（KC-767）、戦闘機（F-2）などの整備による防空・洋上阻止能力向上 ○輸送機（C-130H）に救難ヘリコプター（UH-60J）に対する空中給油機能を付加することによる救難能力の向上
	○護衛艦（DDH、DD）、哨戒ヘリコプター（SH-60K）、掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）、固定翼哨戒機（P-3C）の後継機などの整備 ○早期警戒機（E-2C）や早期警戒管制機（E-767）の改善 ○戦闘機（F-15）の近代化改修、財政状況なども勘案しつつ現有の戦闘機（F-4）の後継機を整備
	○救難飛行艇（US-2）、救難ヘリコプター（UH-60J）の整備
本格的な侵略事態への備え	防衛大綱に示された保有すべき装備の規模縮小に合わせて、中期防期間内の整備規模を抑制しつつも、引き続き、戦車、火砲、中距離地対空誘導弾、護衛艦、潜水艦、掃海艇、哨戒機、戦闘機などを整備し、最も基盤的な部分を確保
国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組	○国際活動教育隊および中央即応連隊（仮称）を中心即応集団の隸下に新編 ○輸送機、ヘリコプター、軽装甲機動車など国際平和協力活動に資する装備品の整備
	○二国間・多国間の安全保障対話・防衛交流などの諸施策の推進 ○国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野における諸活動への協力
防衛力の基本的な事項	統合運用の強化 ○統合幕僚監部の新設 ○統合幕僚学校の改編、統合演習の実施、情報通信基盤の共通化
	情報機能の強化 ○能力の高い要員の確保・育成も含めた情報本部をはじめとする情報部門の体制の充実 ○各種情報収集器材・装置などの充実 ○戦闘機（F-15）の偵察機転用のための試改修に着手 ○滞空型無人機について、検討の上、必要な措置を講ずる。
	科学技術の発展への対応 ○指揮通信能力などの強化（指揮命令系統の情報集約・伝達、部隊レベルの情報共有、サイバー攻撃対処能力、関係機関等との情報共有、高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークの整備） ○研究開発の推進（固定翼哨戒機（P-3C）の後継機、輸送機（C-1）の後継機、現有戦車の後継戦車、機動戦闘車の開発、各種指揮統制システム、無人機などの研究開発）
	人的資源の効果的な活用 ○人事・教育訓練施策の充実 ○安全保障問題に関する研究・教育の推進
防衛力を支える各種施策の推進	装備品等の取得の合理化・効率化 ○ライフサイクルコストの抑制、効率的な調達補給態勢の整備、防衛生産・技術基盤の確立など総合取得改革の推進
	○警察、消防、海上保安庁などとの連携強化、国民保護法制を踏まえた地方公共団体・地域社会との協力、基地周辺対策の推進

図表Ⅱ-2-3-2 中期防（17～21年度）における主要装備の整備規模および進捗状況

主要装備		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	整備実績（17～19年度）／中期防整備数量		
陸上自衛隊	戦車	12両	11両	9両			32／49両		
	火砲（迫撃砲を除く）	7両	7両	8両			22／38両		
	装甲車	16両	23両	18両			57／104両		
	戦闘ヘリコプター（AH-64D）	2機	1機	1機			4／7機		
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	1機	1機	1機			3／11機		
	中距離地対空誘導弾	2個中隊	1個中隊	1個中隊			4個／8個中隊		
海上自衛隊	イージス・システム搭載護衛艦の能力向上	1隻			1隻	1隻	3／3隻		
	護衛艦	1隻	1隻				2／5隻		
	潜水艦	1隻	1隻	1隻			3／4隻		
	新固定翼哨戒機						0／4機		
	哨戒ヘリコプター（SH-60K）	7機	3機	5機			15／23機		
	掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）						0／3機		
航空自衛隊	地対空誘導弾ペトリオットの能力向上	1個高射群 相当分 (教育所要等)			1個高射群	1個高射群	12個／14個FU（注1）		
	戦闘機（F-15）近代化改修	4機	2機				6／26機		
	戦闘機（F-2）	5機	5機	8機			18／22(18)機（注2）		
	新戦闘機						0／7機		
	新輸送機						0／8機		
	輸送ヘリコプター（CH-47J）	1機	1機				2／4機		
空中給油・輸送機（KC-767）						1機	1／1機		

(注) 1 中期防が示す整備規模（2個群および教育所要等、計14個FU）のうち、定期修理予備用の2個FUを除く12個FUを整備（FU：Fire Unit、対空射撃部隊の最小射撃単位）

2 F-2の総取得機数については、「F-2の取得数の変更について」（平成18年12月24日閣議了解）により、中期防期間中の当初整備機数22機のところ、18機に変更された。

図表Ⅱ-2-3-3 所要経費

区分	前中期防 (平成13～17年度) 【平成12年度価格】	中期防 (平成17～21年度) 【平成16年度価格】
総額	25兆100億円	24兆2,400億円
人件・糧食費	11兆1,100億円	10兆6,100億円
物件費	13兆9,000億円	13兆6,300億円
その他※	1,500億円*	1,000億円*

(注) 中期防においては、計画期間中における防衛関係費の総額の限度を示す趣旨から、所要経費については、既定契約分と新規契約分に関して当該中期防期間中において歳出する経費を示す方法（いわゆる歳出ベース）により明らかにしている。

\* 将来の予見しがたい事象への対応など特に必要と認められる場合に、安全保障会議の承認を得て、事業の実施について措置される。

図表Ⅱ-2-3-4 物件費の契約額

前中期防 (平成13～17年度) 【平成12年度価格】	中期防 (平成17～21年度) 【平成16年度価格】
14兆1,900億円	13兆6,500億円

(注) 契約額は、当該中期防期間中に整備に着手する装備品等の調達のため、新規に契約する経費をいう。